川崎市教育委員会職員公務災害等見舞金支給要綱

昭和51年8月24日51川教庶第256号

(準用)

第 1 条 川崎市教育委員会の任命に係る職員の公務災害等見舞金 (以下「見舞金」という。)に関してはこの要綱に定めるもののほか川崎市職員公務災害等見舞金支給要綱を準用する。この場合において、川崎市職員公務災害等見舞金支給要綱第 8 条中「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

(その他必要事項)

第2条 この要綱の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日以降に発生した公務上の災害又は通勤による災害について適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和55年12月22日から施行し、昭和55年4月1日以降に発生した公務上の災害又は通勤による災害について適用する。

附則

この改正要綱は、昭和62年12月10日から施行し、昭和62年11月1日以降に発生した公務上の災害又は通勤による災害について適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。